

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

10 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	水道局庶務事務・人事給与システムOS更新に係る基本設計等業務委託	情報処理－ 情報処理	富士通Japan株式会社 大阪第一統括ビジネス部	¥367,180,000	令和4年10月3日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
2	令和4年度 柴島浄水場外2か所特別高圧受変電設備外保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転－ 施設保守 点検整備	メタウォーター株式会社 関西営業部	¥32,450,000	令和4年10月6日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	－
3	電算室改修工事に伴う営業所オンラインシステム関係機器移設等業務委託	情報処理－ 情報処理	NECフィールディング株式会社 西日本営業本部 関西第一営業部	¥1,425,600	令和4年10月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	－
4	令和4年度 豊野浄水場外4か所計測設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転－ 施設保守 点検整備	向洋電機株式会社	¥1,210,000	令和4年10月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	－

随意契約理由書

1 案件名称

水道局庶務事務・人事給与システムOS更新に係る基本設計等業務委託

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、勤怠管理や給与支給だけでなく、人事考課や研修履歴などを一元的に管理する庶務事務・人事給与システム（以下「本システム」という。）について、現行のサーバOS（Windows Server 2012）のサポートが終了となることを鑑み、現行の本システムのバージョンを更新するとともに、本システムが正常に稼働するよう円滑に各種プログラムや保有しているデータの移行、改修、動作検証及び本稼働切替作業を行うものです。

本システムは富士通 J a p a n 株式会社が当局の制度に合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものであり、本業務を履行するには、本システムの構成及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

本システムに関する運用保守業務及び著作権は、富士通 J a p a n 株式会社が保有しており、ソースプログラムについても一般には公開しておりません。

よって、本業務を履行できるのは富士通 J a p a n 株式会社が唯一の業者です。以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

水道局総務部職員課（電話番号 0 6 - 6 6 1 6 - 5 4 2 0）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場外2か所特別高圧受変電設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場第2受変電所に設置している特別高圧受変電設備、柴島浄水場第1配水ポンプ場及び真田山加圧ポンプ場に設置している回転速度制御設備並びに柴島浄水場及び泉尾配水場に設置している超音波流量計の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、富士電機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備の事業はメタウォーター株式会社へ事業継承されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、メタウォーター株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

電算室改修工事に伴う営業所オンラインシステム関係機器移設等業務委託

2 契約の相手方

NEC フィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまサービス課執務室に隣接する電算室の擁壁及びかさ上げ床の撤去工事に伴い、工事期間（令和4年9～12月を予定）中、同室に設置している営業所オンラインシステム関係機器（以下「オンライン機器」という。）をお客さまサービス課執務室に移設し、工事完了後、元設置場所に戻すというものです。

オンライン機器の借入契約はNEC キャピタルソリューション株式会社と締結しており、借入機器等にかかる保守業務はNEC フィールディング株式会社に再委託されています。

業務の履行にあたり現在稼働中のシステムに障害が発生した場合には、業務への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧する必要があります。

また、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能の保証を持たせることが出来るのは、NEC フィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 豊野浄水場外4か所計測設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

向洋電機株式会社

3 随意契約理由

本業務は、豊野浄水場、柴島浄水場、北港加圧ポンプ場、城東配水場及び咲州配水場に設置している計測設備（超音波流量計及び電磁流量計）の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、横河電機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備の保守点検業務は、すべて向洋電機株式会社に委任されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、向洋電機株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-823-2321）